

○新規創業・事業承継支援事業交付要綱

令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、日田市補助金等交付規則（平成9年規則第36号）に定めるもののほか、新規創業又は事業承継（以下「新規創業・事業承継支援事業」という。）に要する費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 市が補助する事業は、新規創業・事業承継支援事業であつて、かつ、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める産業のうち次に掲げるものとする。

- (1) 製造業
- (2) 情報通信業
- (3) 卸売業、小売業
- (4) 金融業、保険業
- (5) 不動産業、物品賃貸業
- (6) 学術研究、専門・技術サービス業
- (7) 宿泊業、飲食サービス業
- (8) 生活関連サービス業、娯楽業
- (9) 教育、学習支援業
- (10) 医療、福祉
- (11) サービス業（他に分類されないもの）

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、補助の対象外とする。

- (1) この要綱の規定による補助を受けた者又は過去に類似制度による補助を受けた者の行う事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業
- (3) 公序良俗に反する事業

- (4) フランチャイズチェーン方式による契約又はこれに類する契約に基づく事業
- (5) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が行う事業
- (7) その他市長が適当でないと認める事業
（補助対象事業者）

第3条 補助の対象となる者は、前条に規定する事業を行う者であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 市内に住所を有し、かつ市内で新規創業する個人
 - (イ) 市内に住所を有し、かつ市内事業所において事業を承継するもの
- (2) 市税を完納している者
- (3) この補助金の交付を受けてから5年以上継続して市内で事業を行おうとする者
- (4) 商工会議所、商工会、商店街その他商工団体関係者と協調して地域の活性化及び商業の振興に取り組もうとする者
（補助対象経費等）

第4条 補助金の区分並びに補助対象経費、補助率は別表のとおりとする。ただし、国又は県等から、当該事業を実施するために補助金を受給する場合は、補助対象経費から国又は県等の補助の対象となる経費を差し引いたものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は前条の規定により算出し、100万円を上限とする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金交付申請は、補助を受けようとする年度で市長の定める日までとし、新規創業・事業承継支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 新規創業・事業承継支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）又はこれに代わる書類

- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 暴力団等でない旨の誓約書（様式第5号）
- (5) 補助対象経費に掛かる見積書の写し
- (6) 事業費及び補助対象経費内訳表（様式13号）
- (7) 市税の滞納のない証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

（審査委員会）

第7条 市長は、新規創業・事業承継支援事業の補助に係る審査を行うため、日田市新規創業・事業承継支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会に関する事項は、市長が別に定める。

（補助金の交付の決定等）

第8条 市長は、第6条に規定する申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査委員会において審査の上、補助金の交付の要件に適合すると認めるときは、当該年度の予算の範囲内で交付すべき補助金の額を決定し、新規創業・事業承継支援事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者へ通知するものとする。

2 交付決定後の補助金の増額は認めないものとする。

（補助条件）

第9条 補助の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 前項第1号に定める軽微な変更とは、補助金の交付目的に反しない事業内容の変更及び補助額に影響しない補助対象経費の変更とする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、新規創業・事業承継支援事業実績報告書（様式第7号。以

下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書(様式第8号)又はこれに代わる書類
- (2) 補助対象事業に係る額又は支払いを証する書類
- (3) 補助対象事業の完了が確認できる写真
- (4) 法人登記事項証明書又は開廃業届出書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び請求)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定内容に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、新規創業・事業承継支援事業補助金確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、新規創業・事業承継支援事業補助金交付請求書(様式第10号)により補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条第2項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた日から5年以上事業を継続しないとき。
- (3) 申請者から補助金交付申請取下書(様式第11号)が提出されたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助金及び申請事業に係る経理を明らかにする帳簿及び書類等を整理し、事業完了年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(計画概要等の公表)

第15条 市長は、申請者が第6条の規定により提出した事業計画の概要及び第10条の規定により報告した内容を公表することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

区分	補助対象経費	補助率
事業所整備費	事業所の新設・改修に伴う外装工事又は内装工事費用	補助対象経費 の1/2以内
機械設備費	機械及び設備の導入にかかる費用	
法人登記等にかかる経費	開業や法人設立に伴う司法書士等に支払う申請書類等の作成に係る経費 ※上限額 10万円	
事業承継に要する経費	・事業承継に伴う司法書士等に支払う申請書類等の作成に係る経費 ・事業承継計画書の作成に係る経費 ※上限額 10万円	

様式 略